

「小田実を読む」例会の案内

若い世代に語りつぐ——阪神淡路大震災 30 年によせて

〈あのときから 30 年 私たちに何ができるのか私たちが今伝えたいこと〉

1995 年 1 月 17 日午前 5 時 46 分。あのとき私たちは予想すらできなかった震度 7 の激震におそわれました。ふつうにあったはずの「今日」が一瞬にしてなくなったのです。ある人は天井がいきなり落ちてきて、梁や倒れてきた壁や家具などに押しつぶされました。ある人は家の土台からあらぬ方向へずりうごき、道のまんなかに放りだされていました。ある人は部屋の壁じたいが外れて外から丸見えになってしまいました。電信柱も勝手気ままに折れて倒れて、街中の電気が止まりました。

水もすぐに出なくなり、ガスも止まっています。いつもの朝とはぜんぜんちがう朝の始まり。市内の職場に駆けつけると、もうむちゃくちゃ。天井も壁も亀裂が入り、食器が割れて散らばり仕事どころではありません。職場に来るはずの人も定時には誰もきません。身の安全をたしかめようにも電話が通じません。震災に襲われた被災地の誰も「今日」を奪われ「明日」が来る日を失ったのです。

人が日々を営む場を「生活基盤」といいます。電気・水・ガスなどの「ライフライン」、道路にあふれる瓦礫をとりのぞくなどの「インフラ整備」は、もとより私たちにできることではありません。私たちになによりも切実に必要だったのは生活をつづけるための——生物として生存をつづけるための——「お金」でした。一瞬にして「生活基盤」を失った人の中には自分にかけてきた生命保険を家族の生命維持につかってほしいと「自殺」をしたお父さんもいます。国や地方自治体からの支援を待っていました。一年間待って、われわれが得たものは全国からの善意の寄付金を配布した義援金の 2 度の配布だけでした。全壊世帯 10 万円、半壊世帯 5 万円で、2 回配布で全壊世帯は 20 万円受け取ったわけですが、これで「あとは自己責任」だといって捨て置かれたのです。

そこから始まった「市民＝議員立法」運動と、成果としての「被災者生活支援法」については当日お話しします。まず、3 名の方のお話を聞きましょう。(山村雅治)

第一部 3名からの発言：白石賢二(元朝日新聞記者)、中村文生(元エンジニア)、
玄 順恵(画家・作家小田 実の人生の同行者)

—— 休憩 ——

第二部 市民の宣言案の提案：山村雅治(市民＝議員立法実現推進本部)

(日時) 2025 年 1 月 18(土) 午後 2 時～4 時
(開場 午後 1 時半)

(会場) 芦屋市民センター別館(公民館)218 号室
(0797-31-4995)
(JR 芦屋駅下車徒歩 10 分)

(資料代) 1,000 円

主催／小田実を読む

連絡先／芦屋市西山町 20-1 山村雅治
0797(22)3960 12my26@gmail.com

